子どもの権利とビジネス原則
各原則の好事例集

Children's Rights and Business Principles



12345678910

01 子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする

◆ 事例：アクセスしやすい苦情処理手続きの設置

アパレル系のある国際企業は、子どもと女性の権利を擁護するNGOとの協働の下、バングラデシュの現地サプライヤー工場に苦情処理の拠点を設置した。このNGOは女性や子どもと協働するための専門性をもっており、このNGOが提供した拠点は、労働者が安心して苦情を寄せられる拠点となった。

結果、労働者はそのアパレル企業に職場の問題を伝えるための安全な手段を得ることができた。この仕組みを通して既に労働者からの貴重な意見が寄せられており、アパレル企業がサプライヤー工場と是正措置に取り組むことを容易にした。

02 すべての企業活動および取引関係において児童労働の撤廃に寄与する

◆事例：児童労働の根本的原因に取り組む

家具・インテリアを扱うあるグローバル企業は、自らのサプライチェーンにおける児童労働を防止するために包括的なアプローチを生み出した。児童労働が見受けられた場合、サプライヤーは、それを改めるための行動計画を実施するための支援を受ける。その際、年齢や家族・社会的背景や教育レベル等に照らした子どもの最善の利益を考慮すべきであるとしている。

行動計画では、単に児童労働を現在の職場から他の職場へと移動させるだけの対応ではなく、当該の子どもにとってより発展的で持続可能な代替手段を提供すべきことが強調されている。

同企業は、2000年から子どもの権利団体と長期的なパートナーシップを結び、農村部のコミュニティにおける児童労働の防止・撤廃に取り組んでいる。男子も女子も共に学校教育を修了できるよう、就学や教育の質の向上について、地域コミュニティの意識を高め動員することを目指す大規模なプログラムを支援している。

もうひとつの重要な取り組みとしては農村部における女性の自助グループの形成があり、融資や収入向上の機会へのアクセスを改善することによって彼女たちが経済的・社会的・法的地位を高めてゆけるよう支援している。これは家族が子どもを就労ひとつの大きな理由となっている負債問題を軽減するのに役立っている。

03 若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する

◆ 事例：移民労働者が遠隔地から親の役割を果たすのを支援

英国に本拠を置くある多国籍企業は、2009年に中国の女性NGOと連携し、親の移民労働によって中国の10省に残された子どもを支援した。この取り組みでは、約60万世帯を対象に「愛のカード」と呼ばれる親から子どもへの連絡用のテレフォンカードが発行され、移民労働者とその子どもや家族が日常的にコミュニケーションをとれるように促すことに役立つと期待されている。

また、同プログラムは親が農村から都市へ出稼ぎに出る間、故郷に残された家族や子どもに対して実用的な手引きも提供した。

統計によると、出稼ぎによって残されている子どもは5800万人にのぼり、これは中国の農村部における子どもの総人口の30パーセントにあたる。そのうち4000万人以上は14歳未満の子どもである。

04 すべての企業活動および施設等において、子どもの保護と安全を確保する

◆ 事例：子どもを性的搾取から保護する

ホスピタリティ・旅行業に従事するあるグローバル企業は、性的搾取および子どもの人身売買の撲滅とそのための意識向上に向けた包括的戦略を実行した。

同企業はコードプロジェクト（「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」）に参加している。同企業はその規範に則り、供給業者と結ぶ契約の中に、子どもの性的搾取を拒否することを記した法的拘束力のある条項を導入することに同意することを求めている。

従業員研修プログラムには子どもの保護に特化した研修も組み込まれた。

2011年末からは子どもの人身売買や性的搾取が多く発生している特定の地域を訪問先とした場合、米国で発行される電子旅程表に特別な注意書を加えて発行し始めた。

加えて、旅行客には性的搾取やそれが疑われる事例を報告するための専用ホットラインの電話番号を知らせている。同企業は子どもの人身売買の廃止に向けて活動する地域社会組織との連携を通じて、人身売買の根本的原因となる問題にも取り組んでいる。

05 製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める

◆ 事例：自動車の安全対策において子どもに着目する

米国のある自動車製造業者は、子どもに焦点を当てた研究を行っており、子どもと若者、若年層の安全向上に特に重点を置いている。

小児科医、心理学者、統計学者、疫学者やエンジニアの異なる分野の専門家で形成されたチームが、傷害を予防することの複雑さについて理解を深め、科学的な知見を、子どもの命を守る包括的かつ効果的な介入に結びつけることに取り組んでいる。

その中で、同社は子どもが単に「小さな成人」ではないこと、おとなの傷害予防の研究成果は子どもには適用できないことを認識し、子どもと十代の若者に特有なニーズに焦点を当てた。

例えば、車中で 2 列目か 3 列目の座席に座るのは主に子どもなので、自動車製造会社はこのことをふまえた安全規制の最適化を図る必要がある。

06 子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う

◆ 事例：遊びと活動的な生活への権利を促進する

ヨーロッパのある洗濯用洗剤企業はマーケティング・キャンペーンを、子どもの遊ぶ権利および自己表現の権利（つまり、子どもらしくあるという権利）に関する意識向上にも活用した。

たとえ子どもが泥だらけになろうと、探究や遊び、活動・運動が彼らの発達にとって極めて重要であり、充実して健康な生活のために大切であることへの理解を促している。

遊びと活動的な生活の重要性をうたうそのキャンペーンは、世界中の国のテレビ広告で放映されている。

07 環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権利を尊重し、推進する

◆ 事例：子どもたちが学校で省エネルギーについて学ぶ

インドのある大手企業は、学校やその生徒が、若者、親、教師、パートナーや地域社会全体などと共に、電力の過剰消費の抑止を促す力をもっていることに気付いた。

インドにおける電力需要が増加し、エネルギー資源が急速に枯渇していく中で、同企業は深刻な電力危機を防ぐための取り組みに若者を参加させた。

2007年、同社はムンバイの生徒たち向けの省エネルギーに関する意識啓発の取り組みを始め、その情報を家庭や地域社会に伝えるために必要な手段や教材を提供した。

この取り組みは、国レベルの運動となるまで発展し、これまでに250以上の学校、100万人を超える市民が参加した。

08 安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する

◆ 事例：安全と人権に関する自主的な原則

各国政府やNGOや企業のイニシアチブとして2000年につくられた「安全と人権に関する自主原則」は、資源・エネルギー分野の企業に対し、人権と基本的自由の尊重を保障する枠組みに沿った事業の安全維持についての手引を提供している。

「安全と人権に関する自主原則」は石油ガス・鉱業分野の企業のために策定された人権に関わる指針として唯一のもので、その諸原則はリスク評価・公共の安全・民間の安全の３つの領域にわたっている。

同「自主原則」に示されている通り、「参加者は世界中における人権の促進と保護の重要性と、企業やNGO・労働組合・地域社会等の市民社会がこれらの目標への前進に向けて担う建設的な役割を認識している」

09 緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する

◆ 事例：難民の子どもたちのための技術教育

プロジェクト・マネジメントを専門とするある国際コンサルティング企業は、国際機関と協働し、難民の子どもを対象とした教育支援を行うチームを立ち上げた。

主要な取り組みとして、チャド東部の難民の子ども約３万人を対象とした技術教育の実施がある。

マネジメント分野の専門性を活かし、同企業は具体的な活動、成果、進捗状況の計測法の設定に関して国際機関を支援した。

現地で紛争と不安定な情勢が続く中、持続可能な教育プログラムを立ち上げること、適切な教育カリキュラムを一定期間提供することの難しさが課題であった。

プログラム開始時に行われた調査では、子どもの保護に関する問題を探り、このプログラムの中でそれらの問題への対処が図られた。

また、同企業は難民が置かれた状況を一般に周知させる活動にも貢献している。

10 子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みをする

◆ 事例：従業員がすべての子どもの教育の権利を推進する

世界有数のあるグローバル金融機関は、世界規模で教育を向上させ、すべての子どもが良質の基礎教育を確実に受けられるよう、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた取り組みを支援することを公約している。

プログラムの成功の土台となるのは同社の従業員たちである。2005年の開始以来、従業員たちは自らの時間と資金を多くの現地の子どもたちのために使ってきた。

同金融機関は、従業員からの寄付と同額の寄付で従業員に報い、今日までに教育プロジェクトに対し1300万ドルの貢献が実現した。